

# フィリピン税務最新情報～11月号

## 第11次 外国投資ネガティブリスト/ Executive Order No. 65



今月は、2018年10月29日にドゥテルテ大統領が署名した大統領令第65号(Executive Order No. 65)についてお伝えします。1991年外国投資法(Foreign Investment Act of 1991)により、フィリピンにおける外国投資は原則自由とされていますが、一方で、規制される分野、業種がネガティブリスト(FINL-Foreign Investment Negative List)に規定されており、該当する分野への外資参入が制限されています。今回、大統領令第65号で第11次ネガティブリストが発表され、2015年5月に公表された第10次ネガティブリストから約3年半ぶりの改定が行われました。第11次ネガティブリストでは、第10次と比較していくつかの項目で外資規制の緩和が行われているため、以下、主要な変更点をご紹介します。なお、本稿の内容は2018年11月13日時点で公表されている情報に基づいています。

(第11次ネガティブリストにおける主な変更点)

### 外資の参入制限がなくなる分野

- インターネットビジネス(なお、ネガティブリストの脚注で「インターネットビジネス」の説明がされており、インターネットアクセスプロバイダー(情報通信事業者)がこれに該当するという司法省の見解が紹介されている(DOJ Opinion No.40,s.1998))
- 教育機関(ただし、外交官およびその扶養家族、その他の一時的な外国人居住者のためのもの、またはフィリピンにおける正規教育制度の一部を構成しない短期でかつ高度技術開発のためのものに限られる)
- 公益事業免許を必要とするBOT(ビルド・オペレート・トランスファー(建設・運営・譲渡))プロジェクトの提案、施設運営
- ウェルネスセンター
- 損害査定会社(ただし、損害査定会社については2016年の共和国法第10881号の公表により、Financing Companies などと同じく、既に原則外資100%が可能になっているものと思われる)
- 外国人の就労(薬剤師、林業、高等教育の教師)

### 外資の参入上限の引き上げ

- フィリピン国内で資金供与される公共事業の建設・修繕契約の外資上限が、これまでの25%から40%に引き上げ(ただし、共和国法第7718号(BOT法)によるインフラ開発プロジェクトおよび外国の資金援助を受け、国際競争入札を条件とするプロジェクトは除く)
- 民間ラジオ通信網の外資上限が20%から40%に引き上げ

一方で、期待されていた小売業の外資規制緩和は今回は行われず、外資が小売業としてフィリピンに進出するためには、これまでと同様に払込資本金250万米ドル以上、かつ1店舗当たりの投資額83万米ドル以上、などの厳しい要件をクリアする必要があります(ハイエンド商品に特化した企業の場合には、1店舗当たりの払込資本金25万米ドル以上が求められます)。その他、民間人材紹介業における25%の外資制限や払込資本金額が20万米ドル未満の国内市場向け企業の40%の外資制限に変更はなく、全体的に見て、第11次における外資規制緩和は小幅に留まっています。

なお、大統領令第65号は、2018年10月31日に公表されており、公表15日後の2018年11月15日に有効となります。

#### リストA: 憲法および特別法により、外資が規制されている分野

外資が許可されない分野	
マスメディア(記録、インターネットビジネスを除く)	専門職(放射線・レントゲン技師、犯罪学、法律家、船舶甲板職員、船舶機関職員を含む)
払込資本金額が250万米ドル未満の小売業	協同組合
民間探偵、警備員、警備会社の組織・運営	小規模採掘
群島内、領海内、排他的経済海域内の海洋資源の利用および河川、湖沼内の小規模資源利用	闘鶏場の所有、運営
核兵器の製造、修理、貯蔵、流通	生物/化学/放射線兵器、対人地雷の製造、修理、貯蔵、流通
爆竹その他花火製品の製造	
外資が25%以下に規制されている分野	
民間人材紹介業(国内、海外問わず)	防衛関連施設の建設契約
外資が30%以下に規制されている分野	
広告代理店業	
外資が40%以下に規制されている分野	
国内で資金供与される公共事業の建設、修繕契約(ただし、共和国法第7718号(BOT法)によるインフ	天然資源の発掘、開発、利用

ラ開発プロジェクトおよび外国の資金援助を受け、国際競争入札を条件とするプロジェクトは除く)	
私有地の所有	公益事業の運営(ただし、発電および競争可能市場に対する電力の供給、公益事業に含まれない その他事業やサービスを除く)
教育機関(ただし、宗教団体により設立されたもの、外交官およびその家族、その他の外国人の一時的な居住者のためのもの、正式な教育制度の一部を構成しない短期高度技術開発のためのものを除く)	米・とうもろこし産業
国有企業、公営企業への原材料、商品の供給契約	深海漁船の運営
コンドミニアムユニットの所有	民間ラジオ通信網

**リストB:安全保障、防衛、保健、公序良俗、中小企業保護の観点から外資参入が規制されている分野**

<b>外資が 40%以下に規制されている分野</b>	
フィリピン国家警察(PNP)の許可を要する品目の完成品および原材料の製造、修理、保管、流通	国家防衛省(DND)の許可を要する品目の製造、修理、保管、流通
危険薬物の製造、流通	サウナ、スチームバス、マッサージクリニック、その他類似の活動で公序良俗に反する可能性があるため法により規制されているもの(ただし、ウェルネスセンターを除く)
賭博行為(PAGCORとの投資契約が結ばれているものを除く)	払込資本金額が 20 万米ドル未満の国内市場向け企業
先端技術を有するか、少なくとも 50 人以上を直接雇用し、払込資本金額が 10 万米ドル未満の国内市場向け企業	

本資料に関するお問い合わせ先(PwC フィリピン日系企業部)

東城 健太郎(ディレクター)

+63 (2) 459 2065(直通)

[kentaro.tojo@ph.pwc.com](mailto:kentaro.tojo@ph.pwc.com)

林田 俊哉(マネージャー)

+63 (2) 459 3186(直通)

[Toshiya.hayashida@ph.pwc.com](mailto:Toshiya.hayashida@ph.pwc.com)

[www.pwc.com/ph](http://www.pwc.com/ph)

© 2018 Isla Lipana & Co. All rights reserved. At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 158 countries with more than 236,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com](http://www.pwc.com).

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.